

研究座談会



どうなる北海道 農業

——二十一世紀への展望——

北海道地域農業研究所ではWTO体制移行等、国際化の嵐のなかで激動する、今後の北海道農業のあり方について、二十一世紀への展望を切り拓くべく、緊急に一月二十七日札幌市において研究座談会を行った。

出席者

岩崎 徹 札幌大学経済学部 教授

田端 弘子 株式会社 コープさっぽろ生活文化研究所 所長

長尾 正克 北海道立中央農業試験場 経営部長

笹川 幸男 社団法人 北海道農業担い手育成センター 所長

谷本 一志 北海道東海大学国際文化学部 教授

坂下 明彦 北海道大学農学部 助教授

司 会

幸 健一郎 社団法人 北海道地域農業研究所 研究部長

WTO体制下歴史的転換期に

直面する北海道農業

司会：新年おめでとございませう。今年は一九九七年ですから二〇〇〇年までわずか三年ということと、

本日の座談会は二十一世紀へ向けての北海道農業はどうなっていくのかを、今日お集まりの六人の方々から個人的見解で結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。今日のテーマは大きく三つの柱を

掲げてみました。まず第一にWTO体制下(註1)で北海道農業はどうなっていくのかということと、第二にこれからの農業を語る場合に、国民的な合意がなければなかなか農業というのは成り立たないだろうということと、国民的な合



▲幸 健一郎さん

意を得るためにはどうしたらいいのかということとです。第三の柱は北海道農業の二十一世紀への展望を具体的にどう描いていくかという、この三つの柱で話を進めていきたいと思えます。

まず第一の課題に入る前に現代の農業情勢を総括してみます。平成五年十二月十五日にガットゥルグアイラウンド(註2)でまさに青天の霹靂というか日本政府が協定合意をいたしました。

これまで国会において米の自由化反対の三回にわたる決議を無視して、翌年一九九四年(平成六年)には国会で批准をしました。この(WTO)体制になりまして、日本農業も本格的に自由化時代を迎えるということになったわけです。しかし一方ではアメリカのワールドウォッチ研究所の所長でありますレスター・ブラウン氏が、これからの世界の人口の増加が食糧の需要を劇的に増加させるであろうということと、二十一世紀には食糧危機という問題が出てくるのではないかと危惧を示しております。こういうことが日本農業に大きな

影響を与えるであろうという情勢のなかで二十一世紀を迎えようとしております。そういうことで先ず最初に岩崎さんから、WTO体

WTO体制下の日本(北海道) 農業

札幌大学経済学部 教授 岩 崎 徹

WTO体制とは？

輸出国の世界支配

岩崎：北海道農業はWTO体制下のなかで大きな歴史的転換期に直面しているのではないかと思えます。

はじめにWTO体制下の日本農業についての総論的な問題提起をしたいと思えます。WTO体制が、

制下における北海道農業はどうなっていくのだろうかということのお話を伺いたいと思えます。

今後どうなるかということについて、WTOの問題が考えられるわけですが、まずWTO体制についてですが、私はそれは自由貿易でも国際化でも何でもなくて、輸出国、とりわけアメリカの管理貿易の強化、特に多国籍アグリビジネスの世界支配の体制だと思えます。具体的に日本農業に対して農業保護の削減、それから農産物の生産体制の国際化、特に土地利用型農業である北海道がつくる農産物、これは今までも国際化してまいりましたけれども、それが一層国際化を迫られるということだと思えます。このWTO体制は、九九年に見直しすることになっておりますので、日本農業の立場、北海道農業の立場



▲岩崎 徹さん

からこの段階で見直しを迫っていかうということが必要だろうと思えます。

過剰基調下のWTO体制から食糧不足下のWTO体制へ

WTOが発足し、ガット合意したあの時期は、世界の農産物はどちらかという過剰基調だったわけです。ところが九五年の後半以降、世界の穀物価格は高騰、その背景には在庫率が規定水準を大幅に割ってきているということがあります。現在穀物の在庫率は安全基準である一五%を大幅に割っています。丸紅の予測ですと十年後には七・七%になるということ。そういう意味ではレスタ・ブラウンの予言が当たりつあると言えます。過剰下のWTO体制は、アメリカ的な輸出国市場型の体制でしたが、不足下のWTO体制の場合は、おそらく状況は変わるだろうと思われれます。

もう一つ、昨年十一月にロームで食糧サミットが開かれまして、かつてないほどNGOが世界の舞

台で活躍したのです。会議全体はそのNGOが肩透かしを食ったという側面はあったのですが、全体から見ますと基本的人権としての食糧権ということが議題になりました。それからアメリカやアルゼンチン等のいわゆる貿易推進派は、ローム宣言の中にも農産物貿易を一層推進するということを入れたかったのですが、これは多くの国、日本・韓国・EUをして、ほとんどの途上国がそれに反対して、結局それは引つ込めざるをえなかったということになったわけです。

世界食糧安全保障の制定を

食糧サミットの宣言では必ずしも盛り込まれなかったのですが、NGOの役割、途上国とカ先住民族だとか女性だとかそういう弱い立場の人達がだいに発言して、NGO独自の会議が何回も開かれました。その中で言われていることは、世界食糧安全保障の制定ということ。食糧は商品ではないのだということ。食糧を明確にする。食糧における国家主権家族農業者の擁護で

すね。

今世界の食糧危機の下で八億人の飢餓人口がいて、難民化している。それは富と権力による食糧支配であり、これに対抗することを明確に主張した。

一九九九年WTO見直し

国民は安全な国内産自給を

ローム宣言は妥協の産物であったとはいえ、全体としてはいわゆる貿易派と自給派がかなり拮抗しており、どちらかという自給派が勝ったといつてよいでしょう。食糧不足の状況の中では、かえって貿易派が力を出すという危険性がないわけではないのですが、世界の大きな流れとしては自給派、食を基本的人権とするという論調が今後ますます強くなるでしょうし、またそれに期待したいということ。そういう点では九九年のWTOを見直しの時期に、客観的な背景の変化と思われれます。

それからこれは後で田端さんのほうから報告があると思うのですが、日本でも総理府が昨年世論調

査をした結果、「高くても国内農産物を」という回答が八三%あり、国内農産物の自給を望んでいます。それからWTO体制が「安全基準の国際化」を加えたという問題があります。つまり国民の安全が国内で決められないという状況のもとで、現実に狂牛病とかO157の問題があつたり、遺伝子組み替え農産物が日本に入ってくるとかポストハーベスの問題とかで、国民の関心が安全な食糧ということに強く向かつていくことは間違いないことです。そういう意味では世界的にも日本の中でもやはり「基本的には食糧自給」だといふ流れは大きなつねりとしてあるだろうと思えます。

新農業基本法の制定

一番目の問題に入りますが、WTO体制というのは厳然として存在するし、その枠組みの中で日本の農業は当面は動かしざるをえないわけですが、それをどう考えるかということになると思えます。その際一つはガット合意を受けて、いわゆる新農政が打ち出されてき

たわけです。その中味として具体的に大きな二つの法令、「農業経営基盤強化促進法」と「特定農山村法」が制定され、各都道府県市町村段階で具体化していくわけです。それと同時に来年「新農業基本法」が制定されます。これは基本法農政でうたった家族経営主義、食糧自給体制が放棄されて、食糧は国内生産と輸入と備蓄を前提とした政策になる。

担い手も農家という概念がなくなり、特定の大規模な経営中心になるという枠組みがつけられます。

北海道農業振興条例の制定

北海道では、「北海道農業振興条例」が今年の三月に制定されます。これは全国的にも都道府県版としては初めての条例です。農業というのは本来ナショナル、民族的なものですし地域的なものであるというのが当たり前ですが、日本の農政の中で北海道の独自の農政というものは、必ずしも今まで浸透していませんでした。「国際化」が強まれば強まるほど独自の農政をつくらうという機運は非

常に大事だと思えます。特に北海道は大規模で専業型で土地利用型の農業です。北海道の農産物はほとんど「国際商品」ですし、価格は下がりはなしてす。その点では北海道の農業はWTO体制下で一番の打撃を受けたということとは間違いないようです。今後は北海道農業の独自性、北海道農業の強さと弱さをきちつと捉えて、その上で北海道農政を展開するということが大仕事だと思います。北海道農業の強さというのは、大規模で専業型で土地利用型農業でそれに見合う機械農法体系を作ってきて、土地も労働力も豊富です。もちろん担い手不足という面では深刻な問題があります。

北海道農業の良さ

強さを引き出す

全国の新規参入の三分の一は北海道という事実をみても魅力的な面もあるし、新規参入しやすい地域ではないかと思えます。あとは非常に厳しい寒さと同時に環境が良い、景観が良いという風土があるでしょうし、病害虫の発生が少

なくクリーンな農業であるという。そういう北海道農業の良さ強さを引き出すことが必要だと思います。現在、北海道の農家数は八万戸を割りましたが、この農家数を基本的に維持することを目標にし、後継ぎのいる農家だけを担い手とするのではなく、あらゆる可能性を含めて担い手を考えるという姿勢が必要です。

WTO体制下の農業という特定の階層の規模拡大とカコストダウンを図る農家だけを考えがちですが、従来なかつた新しい視点、つまり経営の視点だけではなく生活の視点、すなわち、女性と高齢者も含めて、農業や地域を考える必要があります。

それから今までは資金的な点でしか経営を見ていなかつたけれど

も、労働時間や生活時間を含む時間的な視点が必要であるだろうし、環境の視点、それから地域農村、農村社会という視点、どう活性化するか案しくするかという視点が必要だと思えます。

司会：どうもありがとうございまして。これからの農業を考えていく場合、今岩崎さんのご指摘にもありましたように、国内の農産物の自給率の向上を国民が熱望しているということですよ。

コープさつぽろでは食糧問題をめぐって、組合員に対してアンケートを実施するなど精力的に農業問題にアプローチしておりますが、消費者の立場から、田端さんのお話を伺いたいと思えます。

消費者を含めた国民的合意の北海道農業を

(株)コープさつぽろ生活文化研究所 所長 田端 弘子

田端：私はどうしたら日本農業についての消費者を含む国民的な合意にアプローチできるのか、消費

者意識調査をもとに私なりに考えてみたいと思えます。

カッターグループアイランドガス

ターゲットした一九九八年、司会者からお話があったように「農業についての一万人アンケート」に取り組みました。このアンケートで、「米などの基本的食料は、生産」ストを下げながら国内で作る方がよい」という意見が九三%と九割を占め、食料の自給を求める消費者の声が強く現れました。

この農産物の自由化と米不足という二つの日本農業にとつて大きな問題が、消費者の農業問題に対する関心を掘り起こしたと言えると思います。特に、米不足後各分野の農業アンケートが行われてマスコミ報道を賑わせ、農業問題への潜在的な消費者意識をつくつたと思うのです。でも、それは「誰かがなんとかしてくれる」という程度の関心に留まっていますから、



▲田端 弘子さん

「何をすべきか」を提起することなしに日本農業、特に北海道農業の将来を身近に考え確信を持つことは難しいと思うのです。「私たちは何をすべきか」の関心を促すチャンスの一つが、岩崎先生がおつしやつた農業基本法の改定をめぐる論議だと思つたのです。

新農業基本法に 食糧の安全保障を

私は今回初めて農業基本法を読んでみましたが、アレッと思つたことがあります。農業基本法は農業の振興に関わる基本法であると同時に、国民食料に関する基本法でもあると思ひ込んでいたので、法の前文や条項のどこにも国民を対象にした記述が無いことに驚きを感じたのです。

せつかくの法改定ですから新農業基本法には、消費者として次の二点を要望したいと思ひます。まず、国の目指すべき具体的な自給力の保持について明示して欲しいと思つたのです。例えば、国民一人当たり二、〇〇〇キロカロリー

の自給力を保持するとか、具体的な目標を導き出す条項の明記を期待したいのです。国民一人として日本の農業生産力は、国民一人当たりどれくらいのカロリー供給ができるのか知りたいと思ひます。多くの消費者の強い関心事に違いありません。きつと供給目標の数値をめぐつて国民の関心と論議が促されることにならぬと思ひます。

次に、新基本法には食糧の安全保障に対する国の基本的な理念を盛り込むことを要望したいと思つたのです。アンケート調査では、過度な輸入依存に対する消費者の不安の声が安定供給と安全性の両面で大きく出ています。食料問題は生産者や農業関係者だけの問題でなく、食生活を通じて国民全体が主体的な応分の役割を持つことに大きな力ギがあるといえます。

新基本法に、食料安全保障に対する国の基本理念が示されることによつて、私たちの関心が刺激され日本農業のあり方についての論議が掘起こされるに違いありません。法改正の作業が進行しているこの期間中に、国民世論を呼び起

こす刺激的な論議を期待したいものです。

私たち道民にとつては、さらに北海道農業振興条例の制定という又とないチャンスがあります。岩崎先生のお話によりまずと都道府県版としては全国で初めてのもので、農業政策の重視と宣言的な意味合いを持つ条例といつことでした。北海道農業の独自性を踏まえ、た振興条例の制定という機運を、消費者にとつても大事な機運にしたいものだと思ひます。

農業に関するこうした動向や情報を、消費者がもつと知るよう動機づけられる必要があると思ひます。この意味から農業基本法の改定に当たつて、国の主権である「自国に適切な食料自給力の実現」を謳つことによつて、農業に対する国民合意を方向づける基本理念を提示すべき段階に來ていると思ひます。その中で北海道農業の位置づけと役割が、もつと明確になると思ひます。食糧の自給率についても、米不足を経験した国民の消費者は非常に自給に対して深い要望を持っています。ですから食

糧の安全保障というものに対する基本的な理念を、新しい基本法にぜひ盛り込んでほしいと思うのです。それは生産者と農業関係者のみではなくて、食生活を通してそれを見直していく国民、全国民も応分の役割を果たしていくんだという論調でぜひ盛り込んでいただきたいと思います。そういった論議が改定の期間の中で行われるべきだと思います。

もう一つは北海道の農業振興条例のなかで農地の保持、確保についての位置が非常に緩やかですが、農地を失ってからは回復は難しいわけですから、自給力を保持するためにはどうしても農地が必要だと思います。このところどう保持していくのかというのを、ぜひ基本法の中ではつきりさせていただきたいと思います。

農業は結局消費者

自身の問題

農業について一万人アンケートで「日本農業の改善に何が必要か」について、消費者の意見は、
①安心・安全・安価な食糧生産、

②食糧の流通や加工の見直し、次に「消費者と生産者が一体になって改革に当たるべき」が四割で三位を占めました。自由化に耐え得る農業への改革に向けて「生産者と消費者一体になること」が必要という意識が見ることができま

す。この時点では、自由化がどんなものかを具体的に知らなかった時期と言えますが、農業への関心を持ち始め、「日本農業カンパ」と声援を送る意識の方がまだ強かったと思います。

のアンケートで「日本農業を守るため少々高くても国産米を買い続ける」が九三%であったことにも現れています。七年前の「外国産より高くても米などの基本食糧は生産」ストを下げながら国内で作る方がよい」九三%と変わり、関心の高さを示しているのが注目されます。

九四年、米不足の最中に行った「米不足と農業を考えるトーウィン」に約七、〇〇〇人が参加する関心の強さを示しましたが、「日本農業について」では「生産者と消費者の結びつきが必要」が一位に上がり、「今こそ農業を真剣に考えるべき」「農業問題の学習が必要」を加えて五五%と、農業を生産者・消費者双方の問題だと考える意見が過半数を占め、農業を自分自身の問題と考えるようになりました。

米專業型の北海道農業の特性からみて、国産米を通して日本農業を守るという消費者意識は、勇気づけられるものがあると思います。同調査で、「道産米のみを食べている」が四四%、「産地にこだわらない」四三%、「本州米のみ」が二%でした。こだわらないという層に道産米の支持を浸透させる目標がもてます。

重要なのは、建前の意識を購買行動や食生活の見直しにつなげる取り組みだと思えます。

安全情報が第一の関心事

輸入食品に強い不安感

昨年十月に無作為抽出の組合員三、〇〇〇人を対象に「健康と

食の安全についてのアンケート」を行ないました。食品の安全性への不安は、「大いに感じる」二七%、「感じる」五七%を合わせて八割以上の高率を占めました。不安の因子を見ると、①残留農薬、②食料添加物、③抗生物質など動物医薬品の残留、の順で上位に上がりました。残留農薬に対する不安をあげた回答者は九三%にのぼっています。さらに回答者の不安感の理由は、①安全性に関する情報が不十分、②自分の知識が不十分、③行政の監督が不十分、④法律を守らないメーカーや生産者がいる、の順で上位を占めています。

輸入食品の安全性への不安の項目では、「大いに感じる」二五%、「感じる」五五%で九割の消費者が不安に感じていることになりました。不安の理由は、①国によって安全規制がまちまち、②いつどのように作られたかわからない、③情報が少ない、④輸入品の検査が不十分だから、の順で上位を占めています。札幌市の平成四年の市政モニター調査でも輸入食品の安

全性に「不安を感じる」が八九%と同様な傾向をしめして、輸入食品の安全性に対する消費者の不安感が強いことがわかります。「食品の安全性を普段どの程度気にして買い物するか」の問いに、八三%が気にしながら買い物すると回答しています。

アンケートから見る消費者の求める安心・安全とは、素姓がわかること、情報を得られること、確かめられること、といった要望といえます。この意識が輸入食品に対する強い不安感につながっているといえそうです。一方で、それが、産直活動への支持の大きさに現れているのだと思います。

安心・安全の要望は北海道

農業にとっての追い風

農産物の国際化の競争において、安心・安全を求める消費者の意識は、大いに追い風になると思われます。不安感は払にくい感情であり、輸入食品となればいつそつです。一方、「安心・安全」については、確かめたい、情報が欲しい、

という要望にこたえる具体的な努力で対応できると思うからです。安心・安全の点で競う場合には、なんといいても国内産、とりわけ地場である道内農畜産物に軍配が上がるに違いありません。

農畜産物の素姓がわかる安心感から、生協の産直活動は年々広がっています。平成六年度の全国生協産直調査をみると、農産物の事業高の三四%を産直が占めるまでになっています。担当者による産直の意義は、「安心・安全な農産物を提供できること」が一位に上げられています。全国生協の産直提携先が北海道に集まっていることにも勇気づけられます。今後、北海道産地からの積極的な働きかけがカギになると思います。

全国最大の米の産直実現

昨年、コープさっぽろは米の共同購入年間登録制度をスタートしました。これまでの産直米を基礎に、①生産者と協議で決めた安心・安全栽培基準、②今年の作付する産地指定米のきょう五千五百アールでスタート、③消費者には不

足時の優先供給、生産者には安定生産、が主な特徴点です。短期間に一万五千世帯の登録で、今後の広がりで現在の一五農協からさらに多くの農協との提携への発展をめざしています。

日本農業応援シリーズ「生・製・販・消」同盟がカギ

日本生協連合会が新しいコープ商品「日本シリーズ」の開発・普及に取り組み始めました。これは「国産原料を活用した加工食品」であり「畑の見える加工食品」なのです。生産者とメーカーと生協の協力による「生・製・販同盟」で作る「日本農業応援シリーズ」です。国産農産物を買って日本農業を応援したいと考える組合員の声にこたえて、シリーズで開発し、好評な支持を受けているそうです。

じゃがいも・にんじん・かぼちゃ・コーン・いんげん・澱粉など、主要原料に北海道産が大活躍していることに元気づけられます。さらに注目したいのは、①減農薬から有機栽培へ、②輪作による土作

り、③生食規格外の活用、などの特徴が消費者の支持を集めていることです。

食と農を知ること、具体的な提案を受けること、納得できる選択ができること、などの条件で消費者パワーは大きな力に転化する事例といえます。農業を自分のことと考え始めた消費者の意識を、購買行動に具体化する努力が、各分野で取り組まれる重要さと可能性を考えさせられます。

消費者の買って、支える意識が加わる「生・製・販・消」同盟が、農業に対する国民合意へのアプロチチにとつても、北海道農業の今後にとつても大きなカギになると思います。

司会：ありがとうございました。本場に消費者の立場で力強い農業に対してエールを送っていただいたような気がします。先ほど岩崎さんからWTO体制、これは九九年に見直しがされるということなのですが、その段階に国民的理解についての運動を起こしていかなければならぬと思うので



す。岩崎さんその辺どうでしょう
か。

岩崎：そうですね、そういう意味
では田端さんから力強い報告があ
ったのですが、日本の国民はやは
り両面性を持っていると思います。
アンケートもいわば本音と建前
があるわけですね。建前としては
有機農産物や国内自給に支持が多

かったと。しかし現実には価格設定
の問題とかもちろん鮮度の問題、
見ばえの問題、それから安全性の
問題とかいろいろなフアクターが
あって、国民の意識の中に両面性
があると思うわけです。今までは
経済成長にのって、人間の意識ま
でも成長志向、商品志向、成り金
主義というかそういう意識が強く
表れていました。しかしここに至
って世界の農業、食糧の状況、そ
れから経済成長も矛盾をきたし、
本物志向が求められるという段階
で、転換期にきていると思うので
す。自給や安全性のウエートが強
くなるし、運動のポイントはその
をどう引き出すかということだと
思うわけです。先ほど言いました
世界の流れも日本の流れも決して
暗くはないのです。農業、食糧は
国民全体のものだという位置づけ
がされれば、これ自体は半歩前進
ではないかと思えます。まして北
海道の場合は食と農が強く結びつ
いているわけで力強い部分がある
わけです。やはり北海道を基点に
して、北海道のレベルから手掛け
るといふことは必要なのではない

かと思えます。

田端：アメリカのように食糧の輸
出大国の場合の食糧安全保障とい
うのは、日本とはちよつと違つと
思うですね。所得が足りなくて
食糧確保に困るような人に、どう
最低を保障するかみたいなもので
すよね。日本のような国民所得の
高い輸入大国の場合は、やはり危
機管理の一環ということをきちん
と位置づけられないといけない。
このことまで思い及ぶような認識
というか意識というのは、食生活
を見ているとまだほど遠いと思
います。昨年道新に、贅沢エネルギ
ーを海外から輸入量を減らすこと
によって、一億人の飢えを救つこ
とができるという農水省の試算ら
しいのですけれども、その試算が
囲み記事で出て皆ショックを受け
たのですが、普通とっている摂取
カロリーと、生活をおくるのに必
要なカロリーとの差を贅沢カロリ
ーとして、それが平成四年度にこ
れこれしかじかの輸入があった。
この分をカットするだけで今地球
上の人口の一億人は救つことがで
きるという見出しで、これは随分

組合員のところで話題になったの
です。

岩崎：日本人の消費と言うか、浪
費構造というものを反省しないと
問題は解決しないと思います。そ
れは日本の国内の問題だけではなく
て世界的な問題です。おそらく
日本は世界で最大の浪費者、環境
の破壊者です。日本の貿易は金額
的には黒字なのですが、物材では
確か六億トンぐらいのすごい赤字
なのです。一人あたり年間四・
五トンもの物材赤字を背負つてい
るのです。つまりこれが産業廃棄
物となりゴミ戦争であり、太平洋
や日本海に大量の物を廃棄してい
る。これが環境汚染になる。そう
いう日本の浪費構造の上に日本の
経済成長は成り立ってきたという
反省の上に立つ。食糧の問題とい
うのは農業生産者や消費者の問題
だけではなく、もつと世界的な環
境的なレベルの問題になるわけで
す。その意味ではそれを克服する
というのには、農業レベルだけでは
なくて、消費者、労働運動という
かそういう立場で、自ら反省して
食生活を見直すということがない

と、最終的には解決にはならないだろうと思います。

司会：建前ではいわゆる国内の自給率を上げなければいけないと消費者は思っていますが、本音では美味しいという問題が、あるいは安さというようなことがでてくる。

先ほど田端さんから、前の基本法農政の時代に、消費者としての国民の立場に立つた記述が一切なかったという点を指摘されて、私どももアツそうだという気がするのですが、新農業基本法が施行されますけれども、国民的理解をどうもつていくかという意味で、やはり運動として農業団体とか農民組合あるいは労働組合というところが、食糧の問題について、もつと運動としてとりくむことが大事なのではないかと思えます。

それでは中央農業試験場の長尾さんのほうから北海道農業は、稲作・畑作・酪農、それから最近では野菜を中心にした園芸作物、四本柱の農業を進めてきているわけですが、これらの二十一世紀へ向けての展望をお伺いしたいと思います。

北海道農業の展望

稲作・畑作・酪農・園芸作物について

北海道立中央農業試験場 経営部長 長尾 正克

北海道農業ガット合意後

衰退・落ち込み

長尾：展望をお話する前に現状を先ず考えていただきたいのですが、北海道の農業はガット合意後急速に衰退、ないしは落ち込みが激しいということですね。もちろん稲作経営とか畑作経営とか酪農経営とか、そういう経営形態によつて若干の温度差がありますが、もつとも打撃を受けているのは稲作経営で、ややましなのが畑作、それよりまだまだましなのが酪農ということとで、影響の出具合がかなり違っているように思えます。これは北海道の有利さ、つまり北海道の持つ農地の大きさという側面上手に対応した経営形態がそれなりの

優位性を発揮しながら生き残つていくということです。

稲作自体につきましては、本州の中型技術体系をそのまま、若干改良してやっておりますが、家族経営における適正規模というのも府県とさほど違いはないということからすれば、寒冷地域である北海道稲作の落ち込みが非常に大きい。最近育種の進歩で新しい品種ができてきて格差は縮まりつつありますが、そういう意味でかなり急速な勢いでこの稲作中核地帯は崩壊しつつある地域も含めて、停滞という形で衰退している。畑作地帯も畑作四品の価格据置きとすることでかなり苦しい、野菜を入れることによつてかろうじてカバーしている。酪農は乳価、乳製品の価格引き下げがあったのです

が、円高ドル安の時に、生産コストの大半を占める飼料費が非常に安く、しかも土地の大きさを上手く利用しながらある程度生き残つたのですが、濃厚飼料の多給により、農地を上回る規模拡大をやつてしまった。その結果、最近飼料費が急速に高騰したり、牛に故障が発生し苦しくなっている。

園芸については、北海道は大胆に自由化品目である野菜にシフトした面があるのですが、園芸作物だけの経営形態はあまりありません。品目としては、良い面と悪い面があつて、良い面は最近の円安が逆に加工用の野菜も含めて、競争力を取り戻しつつあるという側面がある。悪い側面ではエネルギー価格が上昇しているということとで、コスト増というのが大きい。それから特殊な要因として〇一五七の影響を受けてまして、ここ近年の経済的ダメージはかなり大きいと思つております。

経営のあり方については、北海道農業をどう考えるかという点で、二つの立場があるのではないかと思えます。国の立場と地方自治体



▲長尾 正克さん

の立場から見た農業を一つにぐらわれてしまつては困るという問題があります。

国の立場から見ると、先ほど田端先生のおっしゃつたような消費者に対する配慮というのは、別に自給しなくても金さえあれば買えるではないかということで、あまり関与していません。しかし国としておそらく農業に期待しているのは、基幹食糧の短期的な備蓄、例えば備蓄米とかそういう物をきつちり生産してくれるということ。一番目は基幹食糧の安全保障に関わるものですけれども、長期の備蓄というか、いざという時に一年ぐらゐ供給可能であるようにする。これを政策として考える場合、減反による生産調整ということをやつて、食糧が過剰な時は生

産能力を保全しておくということを農家に期待しているのではないかと思います。その場合の経営構造政策として政府がやれるのは、「コストダウンができる技術を持つている大規模農業経営層で、おそらく新政策で示された大規模企業的農家一五万戸と大規模法人四万戸が、大体備蓄米ないしは生産調整の担い手になる」という感じを持つております。

北海道の認定農家

一万六一〇戸

その具体的な選ばれた農家というか、エリート農家に今後の農政を託するわけですが、そのエリート農家を認定する作業が「経営基盤強化促進法」の認定農家制度ということではないかと思ひます。北海道の農家は今約八万戸ありますが、少なくとも半分、三万戸か四万戸ぐらゐは認定農家になつていのではないかと思ひまして調べたところ、一九九六年十二月末の北海道における認定農家の数は、何と一万六一〇戸そのうち法人三七八が含まれております。それし

か認定農家がないのです。これはなぜなんだろうかということば、まだ分析してないのでよくわかりませんが、国の基準のシバリがかなりきつかつたのかなとも思つていいます。

それで地方政府である地方自治体が期待する農家の役割というのは国とは一緒ではありません。しかし北海道は国の機関事務委任を受けて、大体その業務内容は九〇％以上は国の業務の代行でして、国の政策である生産の担い手に関する行政を進めなければなりません。しかし、北海道としてはそれだけに止まるわけにはゆかない。それは一つは北海道農業は地域経済の基幹産業であつて、農業の関連産業も含めると相当の裾野をもつていゝ。したがつて、エリート農家だけ生き残ればよいという具合に考えるわけには到底いかない。それから地域資源の管理と環境保全というのがあります。これは地方政府としては地域に人を定着させることが基本的使命です。そのため地方政府としては農業だけでは生活が維持できない兼業農家、

多面的経営農家は、これはフアー・ステイも含む自営兼業農家である。あるいは高齢・年金農家、都市住民の市民農園も含めてこれを認めようとする立場があるわけです。本来ならば社会化できない労働を農業だから社会化できる環境を作つて、住民として、豊かな生活を保障するという形で、地方政府がそういう農業を振興する役割を果たさなければならぬということ。さらに市町村行政として自然環境の保全をしないと山が荒れて水害・災害が起きると下流に問題が出てきますから、そういうことの保全とか、山林に対する保護とか、そういうことは国も考へていゝことですが、地方政府はもつと考へるということ。す。

国の農政に関して言えば、もう少し地域住民の声に耳を傾けないと国の農政自体もうまくいかなくなるのではないかと思ひます。国民経済としての要請と、異なる地域独自の要請とはバッティングする場合もありますが、地域の要請を無視すると、国の期待する担い手も育たないと思ひます。

地方の狙いとは、とにかく過疎化から地域の農業・農村社会を守ることです。

道農業振興条例は

活力ある地域農村づくり

そういう立場から出てきたものが実は「北海道農業・農村振興条例」ではなからうかと思うのです。

この条例の意味は地方の立場を踏まえて、道庁が地方自治体の困難な農業環境を積極的に打開することの決意を固めて、国の新農業基本法の制定に先駆けて、全国で初めて自治体による憲法を公布するということことです。地域に生活する者の論理というものが、ここで控えめながらかなり強調されておりまして、キーワードは活力ある農村というところにあるのではないかと私は期待しております。

経済的には消費者が考えるべきことは食糧安保のことですけれども、地域に暮らす人達は効率の良い低コストの生産をしなればならないという国民経済的な要請はあるのですが、まず豊かな生活

地域の生活を保障するような農業ということを考えてやらなければならぬだろうと思います。その中で今後どういう技術開発をするかとなりますと、今ではかつてのような生産力の増大を考えると

う方向は、これからの円安、ドル高それからエネルギー価格の高騰等、資源自体が少なくなってきたり。資源を消費すればするほどエントロピーが増大する。そういう形で今までの生産力を高める方法はありませんにも環境破壊を許してきたので、少し改めなければならぬのではないかと思えます。やはり省エネタイプの農作業体系を北海道農業の技術体系として定着させなければいけないのではないかと考えます。具体的にはグリーン農業を考えていかなければならないと思うのです。

例えば病気に強く北海道の自然条件に適した品種の育成をする。それから増収技術をあまりやると農薬をどんどんかけざるを得ない。そうすると倒伏したり、病気に弱くなる。農薬をトントンかけると、生産力は高まるにしても、作物の

病気や害虫の耐性は高まっても自然の生態系のバランスが崩れていく。

国民経済的視点からは離れるかも知れないけれども、地域の農業者の立場からみて、自給農産物の見直し、農村文化の復興につながるようなマイベース的な酪農、マイベース的な稲作、マイベース的な畑作というような形の農業があるのではないか。農業はやはり家族経営が基本ですから、その経営というのは生産と生活が一体化したものであるわけです。それを越える生産力の拡大というのは、案外非効率で、アメリカでも規模の経済性というのは、生産資材の大量購入による値引きが生じ、いわゆる大規模化による生産効率の向上はよくないと言われている。一般企業についても、マンモス企業はかなり分解されて小規模化、適正規模に戻っている。そういう意味では国の意図している方向と若干意見が異なるが、農家の生活、農村が豊かになるような方向ということで、新農業基本法も北海道農業・農村振興条例をパツパツ

プしていただければありがたい。

司会：今大きく日本農業は変わるうとしていて、二つの道があるのではないか。一つは農水省を中心とする立場、一方で地方事情を重視した北海道農業振興条例の立場、いわゆる地域の実情に見合った家族経営を重視した立場です。

昨年十一月ローマの食糧サミットの中でも家族経営の農業ということが大事だという論議があった、そうですが、

家族農業経営を見直す

岩崎：家族経営の問題なのですが、NGOが家族経営の擁護という中には農業が輸出国と輸入国という両極端の国が生まれ、両方の国とも環境破壊的だという認識があると思えます。特に長尾さんが言われました、大量生産方式という近代化農業がまさに環境破壊であり、農薬や化学肥料を大量に投入するのもブーメランみたいに人間自身に返ってくる。やはりその根源は農業生産循環性の破壊にある

ということだと思えますね。そういう意味では循環農業の復元が必要であり、それを担えるのは今日のところは家族経営でしかないという認識はかなり広まっていくだろうと思います。

市町村農業振興条例を

岩崎：もう一点だけ長尾さんに補足して言いたいのですが、農業振興条例に関して、これは北海道地域農業研究所の役割だと思うのですが、全道的な政策だけではなくて支庁・市町村での農業振興条例を制定する。そこで地方自治の問題とか本道の農民主体の問題が出てくるのではないかという気がするわけで、その点では北海道地域農業研究所は三〇何箇所かの地域振興計画を手がけてきているわけですから、単なる机上の空論ではなくて、地域住民に則した支庁・市町村段階の振興条例が必要だろうということですね。

また、田端さんのおっしゃった問題ですが、国民食糧という大きい部分もあるのですが、道民食糧という道民の食生活と北海道農業

との関連を、ぜひそういうレベルでの視角で振興条例を見据えてほしいと思います。

司会：市町村段階の振興条例を作り上げるという面では、我々北海道地域農業研究所も大いに力を発揮しなければならぬと思います。

つぎに担い手の問題ですが、現在、北海道の農家は約八万戸と言われているわけですが、高齢化しかも跡継ぎ無しというようなことで年々二、三%の農家が引退するということになりまして、二、〇〇〇戸から一、五〇〇戸くらい引退するという状況がこれからも

担い手対策

社団法人 北海道農業担い手育成センター

所長 笹川 幸男

笹川：担い手の問題については、ガットウルグアイラウンドの交渉時に、一部マスコミが指摘したことは、輸入自由化を阻止して国内生産を維持するといっても、担い手の状況や推移から見ると、果た

が続くだろうと思います。それに對して補充の関係ですけれども、平成七年度卒業者で四〇〇名、またUターンなどの新規就農で約百名ですから、五〇〇名へらいの補充で、実に補充率が二〇%を切るというような状況です。地域によっては担い手問題が非常に深刻な状況になっているのですが、この辺りを踏まえて、昨年、北海道農業担い手育成センターが設立され、初代の所長に笹川さんが就任されました。笹川さんから担い手確保とこの立場からお話いただきましたと思います。

してできるのかということが言われたのです。それはまさしく農業の担い手ということがすでにガットウルグアイラウンドの時に国内的には課題になっていたということ、そういう背景があつて、

やはり北海道農業の振興・発展を図っていくためには担い手の確保が重要だということで、センターが設立されたわけです。

本道農業を担う意欲と能力のある青年農業者を確保するための担い手対策については、農政の本来の政策課題であり、行政がやるべきことはやるわけですが、センターの役割としては道などと連携をとりながら行政では対応しづらいきめ細やかな対策を民間的な感覚で実施していくことです。

後継者のいる

農家は四九・一%

農業の担い手の現状で言いますと、平成七年のセンサスの調査では、跡継ぎのいる農家というのは五〇%を割り四九・一%となっており、これは十五才以上の男女を含めた後継者がいるかということ、同居でない人も含めての数字です。また、平成六年に農協系統が実施したアンケート調査の結果でも後継者がいるというのは三八%、いないというのが四二%、はつきりしないというのが二〇%

ということ、いずれにしても後継者のいない農家が、後継者のいる農家を上回っていることになっております。

農家戸数の減少についても、このような状況を背景に大体一年に三、〇〇〇戸程度減少しており、平成二年から平成七年の五年間の農家の減少率というのは平均三・二％で、また、平成七年と八年を比較すると一、五〇〇戸の減少で二％になってちよつとダウンしている。しかし、五十年代後半から離農率が高くなってきている。これはやはり農業の将来展望がガツト合意による自由化の問題などももちろんあつて、農業の厳しさが反映し、離農が増加していると思われまふ。離農の理由としては、後継者問題が最も多く次に労働力



▲笹川 幸男さん

不足となつており、いずれにしても担い手がいないということが離農の理由の八割近くを占めているということになります。

従つて、私もは、農業外から農業へいかに多く優秀な青年をお世話をして、農村地域に送り込むかという仕事をしているわけです。新規学卒就農者は平成六年でみると四〇〇人、Uターンで他産業にいつて戻るといのが約一〇〇人で、農業外から農村に新規参入という形で新規就農するのが、大体三〇人前後で合わせて大体五二〇人位で推移しております。三十年で世代交代をすと仮定しますと、平成七年の農家数を八万一、〇〇〇戸とすると、一年に二、七〇〇人程度の新規就農者の補充が必要となります。それが五三〇人ですから補充を必要とする一割弱ということになるわけです。担い手セクターでは、新規就農の促進を促すためUターンや農業外からの新規就農の希望者などを対象として就農相談活動を実施しているわけですが、この四月から十二月の九カ月間で相談者というのは一、三

四〇人となつており、これは前年に比べますと四割強と大幅な増加となつております。

就農・体験実習者 二四〇人

この、相談者一、三四〇人の内訳をみますと、その内の六〇〇人は農業の体験実習で、新規就農を目指してという相談が七四〇人です。体験実習の希望者はほとんどが若い女性で学生やOLが多く占めております。これは、夏休みや社会人ならばある休暇をまとめて極端ですと正月休みの前後に酪農に入りたいというの中にはいるわけですが、これは職業としてはなく、あくまでも体験としてなのですが、相談者のうち大体四割の人から体験実習の申込みがあります。六〇〇人の四割ですから、二四〇人ほどの人から実際に体験実習に入りたいという申込みがありました。次に、新規就農を目指している相談者ですが、ほとんどの方が農業に関して未経験でありますので、二年か三年は先進的農家などで農業研修をしなければならぬということ、七四〇人

の相談者の内、十二月末までで既に約一割の人から研修先の紹介斡旋の申込みがありました。これらの人の職業は六割が会社員や公務員などの脱サラ組です。次に、実際に研修に入るときに、酪農部門はいつでも入ることができ、耕種部門は時期的に制約がありますので、秋に申し込んだ人は翌年の春まで待つてもらわざるをえないということで、スムーズに処理できないという問題があります。

今まで各市町村に入り、研修や実習をしているのは研修で五〇人、体験で一九〇人と全部で二四〇人となつています。さらに、この四月までに新規就農の研修で六〇人位は入る見込みとなつています。これまで入った二四〇人は、道内二〇六市町村のうち、七一市町村で受け入れてあります。

新規就農や体験実習の希望者が大幅に増えてきていますが、この背景というのは私どもの取り組みの強化をしたということもあり、農業に対する職業としての再評価や食への関心の高まりなどが反映しているものと思ひます。

農業・農村への関心が

高まっている

農業・農村における生活のゆとりや潤い、安らぎなど、いわゆる農業・農村に対する関心が毎年高まりつつあるというふうに感じております。私も東京・大阪・名古屋の相談会に行ったわけですが、南の方へ行けば行くほど、新規就農を希望する動機は、自然環境の中で農業と共に暮らしたいとする「農村で生活する」が増えており全体の三分の一、「農業で生計を立てる」が三分の二となっています。このように本当に農業を担ってやるという方々と、もう一つは農村で生活するという方、そういう生き方をしたいという方々がいると思います。いずれにしても、動機はいろいろですが、就農をめざす希望者は、今後増えていくのではないかと思えます。名古屋での相談会は昨年始めて開催いたしましたが一四〇人來だし、大阪も二五〇人ぐらいで、予想以上に来ています。東京は新聞やラジオを使わないで一七〇人位ですか

ら、これらを利用してPRをすることもっと多くの就農希望者を集めることが、この一年の経験で痛切に感じております。次に、受入側の問題ですが、市町村の受入体制が十分でないという面があります。今後ある程度、北海道へ向けての新規就農なり体験実習の希望者は増やせると思いますが、これに対応した受入の体制を整備していくことが必要であると考えています。

例えば、町村で離農があつた場合、すぐ後に新規就農者を紹介してほしいとの要望が来るわけです。新規就農の希望者のほとんどの人は未経験者ですから、即入植というわけには行かない。ですから研修の段階から市町村で受け入れる、そのためには研修の受け入れ体制が必要だと思えます。そのいい例が、新聞報道その他でご承知と思うのですが、浜中町では農協が平成三年から研修牧場をやっているし、月形町が平成五年から町で花の研修農場を、新得町は昨年八月にレテースファームということで、女性専用の寄宿舎をつくって研修を実施しています。それから別海

町では、第三セクターで研修牧場をこの四月からオープンして今年五人受け入れ、三年ローテーションでトータルとして一八人ですね。そういうふうには各町村でそういう受け入れ施設、研修施設の整備もされつつあります。また、平成九年度の事業として農林水産省で農業生産法人の研修生等の受け入れを積極的に進めることとしています。

農業法人は就業規則などが整っているから、研修として入りやすいし、すでにサラリーマン気分で農業に入るといふ希望者もいるわけで、今後、研修希望者などの受け入れ先として、農業生産法人に期待しています。新規就農者については、今後見通しは明るいと思えますが、今までの一年で三〇人が一度に一〇〇人になるというのは不可能です。しかし、地域への活性化を図るという意味では、農業外から、いろいろな職業の経験をした方が地域に入るといふことが、地域の活性化につながる。そのことが農業後継者の定着率にもつながるわけです。そういう意味で地域の活性化などの波及効果に

期待しております。

後継者の花嫁対策を

あとは担い手と密接に関係するのですが、農家の後継者の花嫁問題があります。花嫁問題も私もセンターの重要な課題だと思つているわけですが、北海道農業会議が、平成五年に調査した結果では、未婚の農業後継者は半分を占めているというのがあるわけですが、結局三〇才以上になつてまだ後継者が未婚であると。先ほどの家族農業とも関係するのですが、農業の体質としてやはり配偶者がいないというのはもう致命的なわけですね。私も担い手対策の中で花嫁問題を積極的に進めたいと思うのですが、具体的にはなかなか決め手がないというのも事実です。センターの取り組みで申し上げますと、東京に、首都圏センターを開設し、就農相談と併せて花嫁相談も実施しています。特に、道内各地域の取り組みとして、関西方面から花嫁の受入れを行っている事例がありますので、来年度はできれば大阪にも就農コーティネーター

を配置し花嫁相談を実施したいと思っております。

司会：…どうもありがとうございまして。お話伺って就農希望者が七〇〇件以上ということですね。実際には、体験や研修で二四〇人くらいしか受入れてないということですが、将来受け入れ体制がきちつとできればもつと期待が持てます。都会からの新規就農は農業を国民的合意を得る立場からも重要であると言えます。新規就農者をスムーズに受入れることができれば、かなり北海道農業の明るい展望が開けるのではないかと思うので、一つ頑張っていたらだいたいと思います。

一通り皆さんからお話を伺っていきなさいと思うのですが、北海道農業は今後どうなるかという問題、

農地の流動化対策

北海道東海大学国際文化学部 教授 谷本 一志

農地の需要が減退

谷本：話題になりました農地の流

今の担い手問題と併せまして非常に大事なことは農地問題だと思えます。北海道では高齢化が進んでいて、毎年三〇、〇〇〇畝くらいの農地が放出されていると言われていますが、笹川さんのお話にもありましたように担い手が十分に確保できないということが農地の受手がなくなるといって、全道的に耕作放棄地が出てきている。そしてさらに新規就農者に関連して大事なものは、新規就農者が入るのに非常に抵抗を感じる負債の問題ですが、負債の八割は農地だということ、農地を賃貸方式でやればもつと新規就農が増えるのではないかと期待感があるのですが、その辺を谷本さんの方からお願いします。

動化対策ですが、流動化という問題も府県は担い手の農家に農地がなかなか集積しにくいのをどうす

るかというので流動化問題はある

んですけれども、北海道はむしろ司会者も先ほど言われたように、出し手に対して受け手が農地を拡大する意欲がない、特に地価が下落したり、市場対応あるいは自由化とかいろいろの中で農地がほしくないという対応がかなり出てきている。農地の供給に対して、需要がなく余り始めているということ、北海道とか九州の専業農家地帯に現れている現象があるのではないかと思うのです。農協単位で調査したのを見ても、まったく欲しくないわけではなくて二割程度は欲しいのだけれども、その二割程度欲しい農家であっても優良農地であればいい、あるいは地続きであればいいというかなり条件が限定されてきている。そういう意味では、先ほど離農者の問題がありましたが出し手のほうから出された農地をさらに買おうとしている農家の間でミスマッチが完全に生じてきているのだという意味も含めて、放出されている農地と買いたい農地が完全にアンバランスになっているというのが

問題としてあるわけです。

さらに、野菜などは特に農地はいらないうわけで、むしろ一部の農地を持って余すくらいの農家すらある。また、その放出農地が分散していたり、いろいろ条件が悪い。出てくる農地がまた悪いわけですね。放置された農地は十分に管理されておりませんから、そういう農地を買ってまで経営すると、むしろ所得率が下がるという問題があります。

公社長期賃貸借事業を展開

極端な方法ですが、つまり農地を放出するのを止める。あるいはそれを減速させる方法が一つあると思います。今、高齢農家なり、ワイヤしようとしている農家をやめないで営農を続けていって、五年でも八年でも営農していただくことによって、農地放出をくい止める、あるいは先送りするというのが一つある。あるいは中間的に供給を止める意味では一時的に中間に入ってもらえばいい。中間保有的に、公社がやっている事業ですが、公社が入ることによって



▲谷本 一志さん

個別農家がすぐに買い取らなくて済むような中間的なファンド機能といえますか、それを強化すれば良い。来年度から公社の長期賃貸借事業が展開します。

公社の事業によりまして、一、六〇〇総へは可能だろうと言っている。全体で二〇、〇〇〇総くらい移動するわけですから、五%はあるかと思うのですが、それでもそれを回していけば、先ほどの新規就農も含めてかなり事業展開はできるだろうと思っております。それプラス従来の合理化事業がありますから、そういう形で中間で保有する機能を拡大していただくと、公社の事業に対する期待もまた高まってくるだろうと思うのですね。さらに先ほどの高齢農家ですが、今までですと一時的

な賃貸借なわけですね。高齢農家の方も五年なり三年なりしながら結局売買に移動する可能性が随分高い。これはこの後も同じでして、売買にする可能性は高いのですが、その方がその後も土地を持っていたら、つまり土地持ち非農家という意味合いになると思うのですが、土地持ち非農家として大量ではなくて五%くらいでしかないと思います。出てくる農地と買わないければならない農地とのギャップを、若干いろいろな形で多様化する保有形態、あるいは賃貸借を先送りしていただく中で、当面は問題を先送りするというのを北海道もやはりしていけないと、全部売買中心で買っていたのでは住専ではないですけれども、地価下落分を結局買い手農家がリスクを負わなければならないのですね。それを続けている限り、自作農体制ということなんでしょうけれども、当面は今の地価下落という中でやはり全部を買うという方式は、買い手農家にとってもリスクが大きいだろうとおもうのです。ここ少しの間は買いたくないわけですか

ら、それを買わされるという仕組みはやはり回避しなければならぬ。欲しいならばもちろん買っても良い。買える条件が整ったり、自己資金がかなりの額整ったのだつたらもちろん買っていたらいいわけですが、そういう意味では長期的な自作農主義ではないのですけれども、買いたくない農家の所はいろいろな形でサポートする仕組みを、地域としてもあるいは政策サイドとしても必要だということになってくると思います。そうでない限りどんどん売れ残ってくるだろうし、耕作放棄も出てくるだろうし、耕作放棄も出てくるのではないかと思えます。

さらにそういう中で地域的なシステムということになってくるのでしようが、ある程度は地域としても先ほど長尾部長が言われた通りだと思っておりますが、地域の産業連関といえますか、農地を確保する、それは田端さんの話にもありました、農地の維持・保持、ある程度自給力、自給率というのを示していただきたいと思うのです。地と守るための手だてと保障が必要とす。

新規就農者のためにも
地域で農地の団地化を

そういう意味では団地化、あるいは先ほどの新規就農の方が入る場合も含めてですが、辞めていった農家の農地に新しく入ろうとしたって、辞めていった農家が失敗したわけですから、その後素人農家が入つたらもつと失敗するだろうということですが、その時には良い農地を一団地用意して入っていただくということですが、個別に辞めていったらばらばらの農地を、個別な地域でまた対応するのではなくて、団地化したり農地と施設も含めて、条件を地域なりに再編するような地域のシステム化が必要だろうと思えます。それは交換分合とか既存の農家の営農条件を農地条件を含めて再整備する。いろいろな条件整備をさらにしていけないと、個別の農家間で受け手も出し手も考えていくということ、は、もう過去の問題だろうという

ことです。その中で公社に期待しますし、町としても町有農地を持つたり、町が農業公社的な合理化の事業もできるのではないかと個人的には考えています。ただ農地法の制約があったりして、町有農地みたいなものになかなか出来なくて難しい問題があるのでしようが、いずれにしろ土地も人つくりも個別農家の問題ではないと思います。もう地域の問題として考えていかなければならないだろうということですね。

さらにもう一つは、公社と個別農家とか高齢農家とか、土地持ち非農家、そういう中で農地の保有を縦的に総力戦で現状なり、よほど悪い所は多目的に利用することも含めながら、今の農地の内の九〇%なり九五%なりを守る。そういう前提の中で、総力的に地域も農家も農協もあるいは、公社も全力発揮して、市町村で公社を作れる所は作りながら、縦的に総力戦で農地を守りながら、地域の土地管理を再編するという役割を担う中で、買い手を掘り起こしていくということが大事だと思

います。それともに出し手を先送りしていく、土地持ち非農家のよくな所に持ち続けてもらう。試験的に兼業農家層に位置づけていくというのも含わせながら、永久貸借、十年も二十年も貸し続けてもらえる農家層は大事にしていく。このところはいろいろな形で誘い込みながら、総力戦で担い手に何とか結び付けていくということの中で、農地を守っていくということに総力を挙げていくということになってくるのではないかと思います。

司会：ありがとうございます。
今のお話のように総合的に地域全体で農地のことを考えてやるということのようなことが、大きな課題になってくると思います。そういう意味で地域農業をどう守っていくかという問題で、農協の役割というものが重要だと思つたのです。農協は担い手の問題、農地の問題、それから地域農業をどう支えていくかということで非常に今重要だと思つたのですが、ここに自由化という問題が絡んできて、従来北海道農業は作れば何とかやっていけるという時代から、農畜産物をどう

販売していくのかということが課題となっております。

営農指導という問題に絡んで

農協の対応策

北海道大学農学部

助教 坂下 明彦

経済合理化だけでない

地域と密着した農協改革を

坂下：全体として今農協がおかれているのは、農協改革という系統組織事業の全体に関わつての問題だろうと思います。

農協系統組織の大きな課題としては、WTO体制、さらには新食糧法の中で農協が系統組織として企業的なリストラ、合理化を進めていくということが相当明確になつてきている。これは農協の合理化を進めていくということと、特にこの数年で農協合併により農協数は激減したわけです。

現在、全国に二、〇〇〇農協があるが、それに対応して全国段階の農協連合会は県段階の連合会を

十一世紀における農協のあり方について、坂下さんのほうから提起していただきたいと思います。

中抜き形の形にして二段階の形にしようということですね。元々は農協系統内の改革路線であつたのですが、住専問題との関連もあつて、この十二月に農林中金と信連とが合併するという法整備もとのい、今までの「自主的」な改革路線だったものが、制度的、政策的な路線となつたということ、強制化されているという段階です。

おそらく北海道では合併もあまり進まなかつたという面もあるのですが、全国的には経営合理化のための二段階制を進めようとしているのに対し、北海道の場合はホクレンに限らず、連合会は横並びで「道内完結」二段階を選択した。全国的な動きは、全農をトップにして農協系統を二段階にしようということ、どちらかという



▲坂下 明彦さん

と農業のほうの論理より企業の論理で進めています。農家の方も単位農協の規模が大きくなつて、農協との距離が広がっています。

これに対して北海道は国の食糧基地ということもあり、農協系統組織として、農業を外した形で農協再編成はあり得ないという枠組みのなかで、いわば全国的な動きに反するような方向で現在は進んでいると思われまます。そういう意味では先ほど長尾さんが言われたような国の政策と地方自治の政策とのあり方と同じようなことが見られる。北海道の農業というのは経営面で岩崎さんが言われたように強い面と弱い面を持つているわけですが、少なくとも、多国籍企業の論理で動くことに対してはNOというわけで、農協という

組織が存立するためにも、農家に目を向けられないような改革の方向というのはあり得ないということですね。ホフレンが雪印のような株式会社になって生き残るということにはあり得ないことです。現在、農協が採るべき視点と言つと、地域を守る、地域の農業、農産物を守るということだと思ひます。

地域の経済・生活・文化を守る

従来は不足の経済社会のなかで農産物を国民のためにいかに円滑に供給するかという国民経済の旗印の下にやってきました。特に北海道は国の食糧供給基地として国民に食糧を供給してきました。

しかし、これからは視点を変えて、地域の農村の中での生産というよりは、そこに生活する農民の経済と、生活の拠点となるような方向での改革を言さず、そういう意味でよく生産と生活というふうに言われるわけですが、農協としてみた場合には地域の経済と生活あるいは文化を守ることだと思ひます。

まず経済の面ですが、全国の農業のかなり部分が空洞化してゆくなかで、日本及び北海道の消費者のために頑張つて食糧を供給する。経済としてみると農業も商品を生産するわけで、相手としての消費者、或いはその中間の加工業者へ食物の原料を提供してきた、つまりこれまでどちからかと言つと原料農産物だったわけで、加工資本への原料供給基地であった。

直接食へる物としての農産物を供給するという視点がなかった。この点については最初はホフレンの販売方針も移出産地としての北海道ということを非常に強調しているが、これからは北海道の消費者のことも考えながら、多チャンネルな形で、産直をも含めて販売方式を総合的に考える。

営農指導の強化と

地域特産物の商品化

こうした販売を考える場合、営農指導というものがきわめて重要になります。従来は生産基盤との関係でみるとどうやって売るかというところで、野菜の場合などは生

産部会をつくつて、いわば販売のための営農指導をしてきました。

しかし、これからは土地利用型の農業においても営農指導を強化していく必要があります。長尾さんが言つたように、低投入型の農業経営において土づくりという基本にもどる必要がある。つまり農協の事業でいうと生産資材購買と結びつくような形で営農指導のあり方が、新たに考えられるべきだと思われまます。従来はほとんど単位農協がそれを担ってきたのですが、いわばサービス部門としての営農指導というのは、これまで実態としてなかなか余裕がなくてできない面があつたが、これからは人の問題、配置をどうするかを含めてホフレンが中心になって支所を含めて、道内三段階的な形でやることも考えられます。そのことが地域の農産物に見合った支所段階での農産物の商品化に結びついていくと思ひます。

それからもう一つの生活面の活動については、北海道は従来非常に弱かつた。ウィークポイントといつてもいいのですが、生産、生

産ということでも汲々として、生活に関しては生活改良普及員にまかせっぱなしで、農協の生活指導員は殆どないに等しいかった。これからは中山間問題、高齢化の問題、それから地域としての生活・農村文化というものに発展させていかなければならないと思います。

新しい生活・文化・

事業運動を

従来の生活事業というのはAコープで物を売ることとイコールで共済事業とか厚生連の病院経営などがそれにつけ加わったものでした。新しい生活事業というのはそういうものを含んだ地域社会の新しい生活・文化事業であり運動であるという認識がまず必要です。

その中でもすれば男中心の社会で来たわけですが、特に婦人とか、農業以外の地域住民の参加そして、若い人の役割などを考えなければなりません。そういう意味ではこれまでの生産一本槍から経済の建て直しと生活の向上をはかるということと、そういうことをしないと逆に農協が農家から見

放されてしまうという事になりかねないと思います。

それからもう一つNGOの役割についてなのですが、今まで農協というのはどちらかというところ、農政の下請け的な部分が非常に強かったと思います。これからは民間団体の立場から消費者や諸外国への援助に積極的に力かかわる必要があると思います。特に北海道農業は農業のレベルは高いですから、アジアの農業の発展に十分寄与する実力を持っていると思います。また、消費者の運動と連携して、もう少し国民の中に入って幅広い枠組みのなかで運動を展開するべきだと思えます。

討 論

司会：どうもありがとうございます。

今日はそれぞれの立場で皆さん方から二十一世紀へ向けての展望について語っていただいたのですが、地域農業の問題をどううけとめるか、これが一番大きな視点であろうと思えます。それは長尾さ

んの言ったような、家族経営あるいは循環農業ということをきちつと押さえないとやらやっていくことが、これからの北海道農業の生き残る道ではないかと思えますが、長尾さんいかがですか。

農家自体の意識革命を

長尾：さしあたっては農業・農村振興条例もありますので、地方自治体による農村振興策に、まず第一段階期待したいと思えますが、何分にもやはり農家自体の意識革命をやっていたら駄目だと思えます。いつまでも国の保護に依存するという姿勢からは何も生まれなと思うのです。

司会：先ほどから農地の問題に關しても、担い手の問題に關してもやはり農家の意識をどう変えていくかということが課題だと思えます。地域全体として伸びていくためには、みんなで本当に今までの考え方を変えながら、新しい方向に向かつて行かなければならないということですが、田端さん消費者の側から見て北海道農業に対して意見がありましたら聞かせてく

ださい。

田端：農地の放棄や農外転用があることは、消費者にとっても不安なことです。自治体が「農地の里親」になり、意欲ある経営主体に委託して新規就農を促進するようなことができないものでしょうか。道内農業にとつて農地の保全は重要だと思えます。

北海道にとつて、なんといつても農業は主要産業であり、全国の食糧供給基地としての役割は今後もますます重要になると思えます。だから北海道農業は元気でなければなりません。他府県の消費者が北海道農業に關心と期待を寄せるほど、道内消費者はそのことを自覚しているでしょうか。北海道版の「生・製・販・消同盟」を実現したいですね。

農協・漁協・生協など協同組合員の人口比率が極めて高いのが北海道の特徴です。提携の強化はもちろんです。例えば協同組合会議を常設して国民生活にとつて重要な農業、食料、環境、福祉などに関する国民多数の立場に立った政治的発言ができるよう期待した

いですね。農業の国際化の中で重要な役割だと思えます。

司会：やはりどうも我々農業関係者というのは、今まで食糧を生産しているというよりも、単に農産物を作っている、作った物がどう消費者に支持されるかという視点がなかつたら、いずれにしても食糧という問題を中心に、消費者と農民がどう歩み寄って結びついてやってくかというのが非常に重要です。

地域をどう発展をさせていくかという立場で今の農業を考える。そういう意味では長尾さんの言っているように、単に中央政府だけの政策では北海道農業はうまくいかない。やはり地方自治を促えた中で地域の人達との交わり、こういうものを大事にしながら今後二十一世紀の北海道農業を考える必要がある。

長尾：これからの北海道農業は競争するというよりは住み分けをして生き残る、地域として、農協として手を繋いでいくという姿になるのが望ましい。そういうところが初めて安定した行き方はあると

思います。こういう危機的な状況に対して改めて協同関係みだいなのが芽生えていいのではないかと思っております。そしてその延長線上にまた農協と生協との再編提携ということが期待されます。その受け皿になる農家の姿もお金に替えられない貴重な生き方を見出すことに大きな意味がある。今までの中央集権的な規制の中でやって、お金で頬を張られてきたのとはちよつと違う形です。

中央官庁の統制に従わないとどんな目に合うかわからないということに若干不安はありますけれども、従来の方向とは違う生き方になると思えます。

国民的コンセンサスで
デカップリングを

笹川：今回、道が定めようとしている農業振興条例の一番の柱は、農業・農村に対する道民のコンセンサス作りとなっております。というのは、ガットウルグアイラウンドの合意では主要農作物の関税引き下げというのが六年間で十五%となっておりませんが、さらに、見

直しの時期に関税引き下げというのが必至なわけです。そうなる内外価格差というのは開くことになり、消費者の理解が得られなければ、作った物の販路がない。ですから農業を存続させるにしても、農地を保全することもそうですが、結局は、道民、しいては国民から食糧の安全保障や農業・農村の多様な役割に対して理解を得る必要があります。

ガット交渉のときに、日本は、国内自給の立場から食糧安保を主張したが、食糧輸出国から安定的に輸入先を確保することも食糧安保につながるとして、国内自給を前提とする食糧安保論は容認されませんでした。しかし、農業・農村の持つている多様な役割についての主張は、多くの国の共感を得られたと聞いております。

このように日本がガットの場で、農業・農村の多様な役割と食糧の安全保障ということを始めて主張しましたが、これは農業基本法にもふれていないことです。現在国で検討を進めています新しい基本法の中に是非入れていただきたい。

それは北海道農業振興条例で明記することが国に対して北海道を位置づけることにもなるとおもいます。

次に、農家の所得確保の問題があります。今後、輸入農産物の価格との関係などから農産物価格の引き下げが懸念されるが、そうなる農家が農業経営を継続していくことが非常に難しくなります。さきほど述べました農業・農村が果たしている多様な役割について、国民的なコンセンサスを形成する。そして、農業が農業経営を継続しているように、EUなどが実施している、デカップリング(註3)による所得保障など何らかの対策が必要ではないかと、そういうふうに繋がっていかないと支えきれないのではないかと思います。

私も、担い手センターが、新規就農を推進していく上で農業の展望がないというのが一番問題です。これは農業を辞める人がいることは、新しく入る人にとつて将来どうなるんだという話になりかねないわけですね

北海道の農業・農村を守り、発

展させるためには消費者の理解を得て、道産の農産物を買ってもらうということであります。そのためには、生産者はフリーンな農業をやって安全で良質の農産物を生産するとともに、できるだけコストを下げるという努力が必要だと思えます。

土地利用型

クリーン農業を

谷本：農地の側からみても、今まで農地は生産の場だということで農地法があったんですけれども、農地法を改正しようというのではなくて、やはり農家だけではなくて非農家の方にも消費者の方にも農地を使っていたら、開放するという視点をこの際していかなければならないのではないかと。先ほどの里親制度、地域の生産の場の一部を利用してもらうのも含めて、市民農園とかいろいろな形で住民の方にも開放してもらうというような農地にしてもいい。

例えば、そういういろいろな形で農業を理解してもらうために、生活の一部としてあるいは生産の

場を理解してもらうために開放をするのを含めて、地域の農地は全部農家のものなんだ、あるいは農協のものなんだという感覚ではなくて、一部いろいろな形で国民の方にあるいは市民の方に理解してもらえようという努力をして、やはり全面的に農業サイドから利用していただく。あるいは実際に農業にタッチしていただくというようなメニューを用意する中に、一部農地を多面的に農地として守りながら、その中にいろいろな農業を理解してもらうメニュー、あるいは生産の場だけではなくて生活の場として農地を位置づけていくというような運動も含めて、一部開放して多目的利用していくという努力が必要だと思えます。

その中で余る農地を農業経営だけではない利用の仕方、もう一つは農業サイトとしてもさきほどの低農薬フリーン農業ではないですけど、府県の集約農業にあるいは金儲け農業に、北海道の土地利用型農業が引きずり込まれてしまったという面もあるのではないかと思えます。そういう意味では北海

道の利点は土地利用型である。フリーン農業の中で付加価値をつけて、農産物が高く売れるんだというような戦法を含めて、もう一回北海道の立地条件、メリットを見直して、真の土地利用型農業に回帰していく。その中で所得向上などを模索していくことに北海道の生きる道があるのではないかと思うのです。

ある程度の農地を粗放的に経営する。そういう中で全部の農地を守りきるような戦略もあるのではないかと思うのです。集約化していきますとますます農地が余っていくわけで、そのギャップが、もちろん地価が高かったり、安かったり、それがいろいろな周辺の農業団体も含めた圧力の中で、土地は今減少しているんですけども、少なくともそこから低投入型にいくのは、まだ壁があるわけでそう簡単にはいかないんですけども、長期的にはそういう戦略になるのではないかと思えます。司会：大体まとめを言いますと、いま笹川さんと谷本さんからお話がありましたように、二十一世紀

へ向けて北海道農業を考えた場合、従来どちらかというと生産としてしか農業を考えなかったのですが、それをもっと多面的、多様な捉え方をして、例えば北海道振興条例の中にもうたつてありますけれども、都市生活者が農村に行つて潤いや安らぎを得る、これも農村の果たす大きな役割だと思えます。そのように多面的な捉え方でこれからの農業・農村の理解と、それこそ農協は単に生産ばかりではなくて、福祉だとか文化だとかいうものをとり上げて行くというように多様な方向でものを捉えていかないと、国民的な理解を得られないし、地域も発展していかない。こういうことに尽きるのではないかと思えます。

それぞれ今日皆さん方からいろいろ問題を提起していただきまして、これからの北海道農業、二十一世紀へ向けてますます遅く発展していくことを期待しまして、今日の座談会を終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

(註)①②③の説明は巻末参照